



特定社会保険労務士

ヒライ先生の

Q&A

相談事例

5年在籍していれば正社員になれるようになったんですか？

Q

私は、1年契約の事務職です。これまで4回契約更新を行い、来月で満5年になるんですが、労働契約法が改正になって、5年を超えた場合には、正社員になれると聞いたんですが本当ですか？ボーナスや退職金もいただけるようになるのでしょうか？

A

相談者が、お聞きになった労働契約法は昨年確かに改正され、通算5年を超えた場合に、労働者は無期転換の申し込みができ、無期転換社員（期間の定めのない社員）になることができるようになりました。しかし、それはあくまで無期転換社員になれるということであって、無期転換社員の処遇については会社によって相違があり、必ずしも正社員になれるということではありません。また、ここでご言っている5年のカウントは今年の4月1日から数えて5年ということであって、それまでの勤続はカウントされませんので、これから5年ということになります。

ワンポイント・アドバイス

平成24年8月10日に労働契約法が改正になり、有期労働契約について次の3つのルールが規定されました。有期労働契約とは、1年契約、6ヶ月契約など期間の定めのある労働契約のことです。一般的には、パートやアルバイト、嘱託などですが、全てのパート社員が有期労働契約社員になるわけではなく、パート社員でも期間の定めのない契約もあります。

1. 無期労働契約への転換

ご質問のあった、有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えた時は、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

2. 「雇止め法理」の法定化

最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

3. 不合理な労働条件の禁止

有期労働契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

2については平成24年8月10日（公布日）より、1と3については平成25年4月1日から施行されています。

PROFILE

平井繁利（ひらい しげとし）
1952年11月3日岐阜県生まれ 岐阜市在住
同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了
社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。

現在
岐阜商工会議所労務顧問
ヒライ労働コンサルタント代表
関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属